

兵庫県開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県開発審査会条例（昭和44年兵庫県条例第51号。以下「条例」という。）

第9条の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定例会及び臨時会)

第2条 審査会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催するものとする。ただし、審議事項がない場合は、この限りでない。

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに、これを招集する。

(会議の招集)

第3条 会長は、審査会の5日前までに会議に付すべき議案を添えて開催の日時及び場所を委員（特別委員を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(オンライン会議システムを利用した出席)

第4条 会長が必要と認めるときは、委員は、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用して会議に出席することができる。

2 前項の規定によるオンライン会議システムの利用に当たっては、兵庫県テレビ会議システム運用管理要綱その他情報セキュリティ対策に係る規程を遵守するものとする。

(委員以外の者の会議への出席)

第5条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させるものとする。

2 委員及び幹事は、前項の目的をもって委員以外の者を会議に出席させることについて、会長に提案することができる。

(書面等による議決)

第6条 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことができないと認める場合においては、書面又は電磁的方法により審議を行い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、次の各号に該当する場合を除き、非公開とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第50条第3項の規定による審査請求に関する口頭審理を行う場合

(2) 条例第2条第1号から第3号までに掲げる事項を調査審議する場合（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合及び審査会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合において、審査会を公開しない旨の議決をしたときを除く。）

(特別委員の調査審議事項)

第8条 特別委員は、次の各号に掲げる議事には加わらないものとする。

(1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事

(2) 法第34条第14号に規定する開発許可、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1

項第3号亦に規定する建築許可その他の法に基づく許可に係る付議議案（都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第4項に係るものを除く。）に関する議事

（議事録）

第9条 会長は、議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の開催又は委員の出席の方法に関する事項
- (4) 議題、議事の要旨及びその結果
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 議事録は、会長が確認して確定する。

3 議事録は、情報公開条例第6条各号のいずれかに該当すると認められる事項を除き公開するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月9日から施行する。